

条例案の概要

条例名	要 旨						
<p>1 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、行政書士試験手数料等の額を改定するとともに、規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容 (1) 手数料の額の改定 (例) 行政書士試験手数料</p> <table border="1" data-bbox="668 864 1362 972"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7, 0 0 0 円</td> <td>1 0, 4 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和4年4月1日。ただし、2(2)の一部は公布の日</p>	現 行	改正後	7, 0 0 0 円	1 0, 4 0 0 円		
現 行	改正後						
7, 0 0 0 円	1 0, 4 0 0 円						
<p>2 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 新型コロナウイルス感染症対応及び児童虐待防止対策を強化するため、職員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 職員定数の改定</p> <table border="1" data-bbox="659 1565 1370 1664"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事 部 局</td> <td>6, 9 7 6 人</td> <td>7, 0 6 0 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和4年4月1日</p>		現 行	改正後	知 事 部 局	6, 9 7 6 人	7, 0 6 0 人
	現 行	改正後					
知 事 部 局	6, 9 7 6 人	7, 0 6 0 人					

条 例 名	要 旨
<p>3 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 県民の利便性の向上及び行政事務の効率化等を図るため、個人番号を利用することができる事務として特別県営住宅の管理に関する事務を追加等するための改正</p> <p>2 内 容 (1) 県が独自に個人番号を利用できる事務の追加 ア 特別県営住宅の管理に関する事務 イ 生活保護を受けている外国人に対する健康管理支援事業に関する事務 (2) 同一執行機関内から特定個人情報の提供を受けることができる事務として(1)アの事務を追加 (3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和4年7月1日等</p>
<p>4 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県人事委員会の人事管理に関する報告を踏まえ、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるための改正</p> <p>2 内 容 (1) 非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和 (2) 任命権者に義務付ける措置 ア 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の制度周知・意向確認のための面談 イ 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備</p> <p>3 施行期日 令和4年4月1日</p>

条 例 名	要 旨				
<p>5 知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 知事の期末手当を支給しない期間を延長するための改正</p> <p>2 内 容 知事の期末手当を支給しない期間の延長</p> <table border="1" data-bbox="644 528 1350 629"> <tr> <td>現 行</td> <td>令和4年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>令和5年3月31日まで</td> </tr> </table> <p>3 施行期日 公布の日</p>	現 行	令和4年3月31日まで	改正後	令和5年3月31日まで
現 行	令和4年3月31日まで				
改正後	令和5年3月31日まで				
<p>6 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 民法の一部改正により成年年齢が引き下げられることに伴い、未成年の子がいることにより扶助料の寡婦加算の対象となっている者等がその権利を失わないように経過措置を定める等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 民法改正に伴う経過措置 扶助料等の受給権を有する者が、成年年齢の引下げによって、既得権を失わないようにするための経過措置を規定</p> <p>(2) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和4年4月1日</p>				

条 例 名	要 旨								
<p>7 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の規定による指定の申出があつた特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人として指定し、及び同条例の規定による指定の取消しの申出があつた指定特定非営利活動法人について指定の取消しをするための改正</p> <p>2 内 容 (1) 新たに指定する法人</p> <table border="1" data-bbox="644 719 1348 869"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉</td> <td>さいたま市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指定を取り消す法人</p> <table border="1" data-bbox="644 965 1348 1115"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人 きらりびとみやしろ</td> <td>南埼玉郡宮代町</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 公布の日</p>	名 称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉	さいたま市	名 称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人 きらりびとみやしろ	南埼玉郡宮代町
名 称	主たる事務所の所在地								
特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉	さいたま市								
名 称	主たる事務所の所在地								
特定非営利活動法人 きらりびとみやしろ	南埼玉郡宮代町								
<p>8 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 民法の一部改正により婚姻適齢が引き上げられることに伴い、青少年の定義を改める等するための改正</p> <p>2 内 容 青少年の定義の改正</p> <table border="1" data-bbox="644 1641 1406 1787"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）</td> <td>18歳未満の者</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日 令和4年4月1日</p>	現 行	改正後	18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）	18歳未満の者				
現 行	改正後								
18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）	18歳未満の者								

条 例 名	要 旨
	<p>(2) 経過措置</p> <p>民法の一部改正における経過措置と同様に、以下の者についてはなお従前の例による</p> <p>ア 18歳未満の女性で条例の施行日前に婚姻をし、成年に達したものとみなされた者</p> <p>イ 条例の施行日において16歳以上18歳未満の女性で、民法の一部改正における経過措置により婚姻をし、成年に達したものとみなされた者</p>
<p>9 埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例</p>	<p>1 趣 旨・内 容</p> <p>国の消費者行政活性化基金事業の活用期間満了に伴い、埼玉県消費者行政活性化基金を廃止するもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>
<p>10 埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、特定化学物質の取扱量等の報告についての特例措置を定めるための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>取扱量等の把握及び報告の対象となる特定化学物質のうち第一種・第二種指定化学物質が令和5年4月1日から変更されることに伴い、令和5年度における特定化学物質の取扱量等の県への報告は、政令改正前の第一種・第二種指定化学物質に関して行う特例措置を設ける</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>

条 例 名	要 旨				
<p>11 埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 1 2 市町の民生委員の定数を改定 (例) 加須市</p> <table border="1" data-bbox="740 577 1273 678"> <tr> <td data-bbox="740 577 1015 624">現 行</td> <td data-bbox="1015 577 1273 624">改正後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="740 624 1015 678">2 3 6 人</td> <td data-bbox="1015 624 1273 678">2 4 7 人</td> </tr> </table> <p>3 施行期日 令和4年12月1日</p>	現 行	改正後	2 3 6 人	2 4 7 人
現 行	改正後				
2 3 6 人	2 4 7 人				
<p>12 埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、埼玉県国民健康保険財政安定化基金を国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制等のために処分するなど財政調整機能を追加等するための改正</p> <p>2 内 容 (1) 積立て 埼玉県国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金を基金に積み立てることができることとする</p> <p>(2) 処分 被保険者1人当たりの国民健康保険事業費納付金の額の上昇が見込まれる場合等に、(1)で積み立てた額の範囲内で基金を取り崩し埼玉県国民健康保険事業特別会計に繰り入れることができることとする</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和4年4月1日</p>				

条 例 名	要 旨
<p>13 旅館業法施行条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨</p> <p>厚生労働省通知「旅館業における衛生等管理要領」の一部改正を踏まえ、旅館業に係る入浴設備におけるレジオネラ属菌汚染防止対策を強化するため、衛生措置及び構造設備の基準を改める等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) レジオネラ属菌汚染防止対策の強化</p> <p>ア 衛生措置の基準の改正</p> <p>(例)・気泡発生装置等は、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと</p> <p>イ 構造設備の基準の改正</p> <p>(例)・原則として、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用する構造でないこと</p> <p>(2) 規定の整備</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>(2) 経過措置</p> <p>現に旅館業法に基づく許可を受けている者等の構造設備に改正後の基準に適合しない部分がある場合においては、当該部分に変更されるまでの間は、なお従前の例による</p>
<p>14 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨</p> <p>厚生労働省通知「公衆浴場における衛生等管理要領」の一部改正を踏まえ、公衆浴場に係る入浴設備におけるレジオネラ属菌汚染防止対策を強化するとともに、混浴制限年齢を引き下げるため、衛生及び風紀に必要な措置の基準を改める等するための改正</p>

条 例 名	要 旨
	<p>2 内 容</p> <p>(1) レジオネラ属菌汚染防止対策の強化</p> <p>ア 衛生管理に関する基準の改正 (例)・気泡発生装置等は、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと</p> <p>イ 施設設備に関する基準の改正 (例)・原則として、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用する構造でないこと</p> <p>(2) 混浴制限年齢の引下げ 「10歳以上」から「7歳以上」に引下げ</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 令和4年4月1日。ただし、2(2)は令和4年10月1日</p> <p>(2) 経過措置 現に公衆浴場法に基づく許可を受けている者等の公衆浴場の施設設備に改正後の基準に適合しない部分がある場合においては、当該部分に変更されるまでの間は、なお従前の例による</p>
<p>15 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 国において「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針」等が策定されたことに伴い、ふぐ調理師試験の受験資格を見直すとともに、ふぐ提供施設に係る届出制度を廃止等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) ふぐ調理師試験の受験資格の見直し 調理師資格及び2年以上の実務経験を不要とする</p> <p>(2) ふぐ提供施設に関する届出制度の廃止</p>

条 例 名	要 旨														
	<p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日。ただし、2(2)及び(3)の一部は令和4年4月1日</p>														
<p>16 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定め、並びに老朽化した試験研究機器に係る使用料の額の定めを廃止するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 使用料の額を定める試験研究機器（1機器）</p> <table border="1" data-bbox="609 958 1420 1108"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>画像解析付粒度分布測定装置</td> <td>1時間</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 手数料の額を定める依頼試験（2試験） (例)</p> <table border="1" data-bbox="609 1249 1420 1400"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>細 目</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速液体クロマトグラフによる分析</td> <td>定性分析</td> <td>1 試料 1 測定</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験研究機器に係る使用料（3機器）の廃止</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	名 称	単 位	金 額	画像解析付粒度分布測定装置	1時間	600円	名 称	細 目	単 位	金 額	高速液体クロマトグラフによる分析	定性分析	1 試料 1 測定	11,000円
名 称	単 位	金 額													
画像解析付粒度分布測定装置	1時間	600円													
名 称	細 目	単 位	金 額												
高速液体クロマトグラフによる分析	定性分析	1 試料 1 測定	11,000円												
<p>17 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置期間を延長するための改正</p>														

条 例 名	要 旨					
	<p>2 内 容 設置期間の延長</p> <table border="1" data-bbox="644 383 1406 483"> <thead> <tr> <th data-bbox="644 383 1026 434">現 行</th> <th data-bbox="1026 383 1406 434">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="644 434 1026 483">令和8年3月31日まで</td> <td data-bbox="1026 434 1406 483">令和9年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 公布の日</p>	現 行	改正後	令和8年3月31日まで	令和9年3月31日まで	
現 行	改正後					
令和8年3月31日まで	令和9年3月31日まで					
<p>18 埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 シラコバト住宅の建替えを踏まえ、家賃の額を改定等するための改正</p> <p>2 内 容 (1) 家賃の額の改定</p> <table border="1" data-bbox="628 1010 1401 1352"> <thead> <tr> <th data-bbox="628 1010 836 1061">現 行</th> <th data-bbox="836 1010 1401 1061">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="628 1061 836 1352" rowspan="2"> 固定家賃 (例) 37,200円 </td> <td data-bbox="836 1061 1401 1211"> ①県営住宅の入居要件を満たす者 応能応益家賃 (②の家賃が上限) (例) 19,800円～29,200円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="836 1211 1401 1352"> ②県営住宅の入居要件を満たさない者 老朽化を考慮した近傍家賃相当額 (例) 29,200円 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 収入申告規定の追加</p> <p>(3) 移転料の支払規定等の追加</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日。ただし、2(2)は令和4年7月1日、2(3)は公布の日</p>	現 行	改正後	固定家賃 (例) 37,200円	①県営住宅の入居要件を満たす者 応能応益家賃 (②の家賃が上限) (例) 19,800円～29,200円	②県営住宅の入居要件を満たさない者 老朽化を考慮した近傍家賃相当額 (例) 29,200円
現 行	改正後					
固定家賃 (例) 37,200円	①県営住宅の入居要件を満たす者 応能応益家賃 (②の家賃が上限) (例) 19,800円～29,200円					
	②県営住宅の入居要件を満たさない者 老朽化を考慮した近傍家賃相当額 (例) 29,200円					
<p>19 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 情報通信技術を活用した学校教育の推進等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定するための改正</p>					

条 例 名	要 旨															
	<p>2 内 容 職員定数の改定</p> <table border="1" data-bbox="660 383 1369 483"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 2 3 人</td> <td>7 2 6 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和4年4月1日</p>	現 行	改正後	7 2 3 人	7 2 6 人											
現 行	改正後															
7 2 3 人	7 2 6 人															
<p>20 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 学校職員定数の改定</p> <table border="1" data-bbox="644 1010 1425 1498"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）</td> <td>9, 3 0 5 人</td> <td>9, 2 9 5 人</td> </tr> <tr> <td>県立及び市町村立の特別支援学校</td> <td>4, 7 3 8 人</td> <td>4, 8 5 1 人</td> </tr> <tr> <td>県立及び市町村立の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）</td> <td>1 0, 2 8 7 人</td> <td>1 0, 3 0 9 人</td> </tr> <tr> <td>市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）</td> <td>1 7, 5 3 3 人</td> <td>1 7, 7 2 0 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和4年4月1日</p>		現 行	改正後	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	9, 3 0 5 人	9, 2 9 5 人	県立及び市町村立の特別支援学校	4, 7 3 8 人	4, 8 5 1 人	県立及び市町村立の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	1 0, 2 8 7 人	1 0, 3 0 9 人	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	1 7, 5 3 3 人	1 7, 7 2 0 人
	現 行	改正後														
県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	9, 3 0 5 人	9, 2 9 5 人														
県立及び市町村立の特別支援学校	4, 7 3 8 人	4, 8 5 1 人														
県立及び市町村立の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	1 0, 2 8 7 人	1 0, 3 0 9 人														
市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	1 7, 5 3 3 人	1 7, 7 2 0 人														
<p>21 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 久喜市における町の区域の新設に伴い、幸手警察署の管轄区域の規定を整備するための改正</p>															

条 例 名	要 旨		
	<p data-bbox="608 300 740 331">2 内 容</p> <p data-bbox="655 344 1094 376">幸手警察署の管轄区域の規定の整備</p> <table border="1" data-bbox="652 387 1378 580"> <tr> <td data-bbox="652 387 874 580">追加する区域</td> <td data-bbox="874 387 1378 580">伊坂北一丁目、伊坂北二丁目、 伊坂中央一丁目、伊坂中央二丁目、 伊坂南一丁目、伊坂南二丁目、 伊坂南三丁目、松永一丁目</td> </tr> </table> <p data-bbox="608 636 764 667">3 施行期日</p> <p data-bbox="655 680 764 712">公布の日</p>	追加する区域	伊坂北一丁目、伊坂北二丁目、 伊坂中央一丁目、伊坂中央二丁目、 伊坂南一丁目、伊坂南二丁目、 伊坂南三丁目、松永一丁目
追加する区域	伊坂北一丁目、伊坂北二丁目、 伊坂中央一丁目、伊坂中央二丁目、 伊坂南一丁目、伊坂南二丁目、 伊坂南三丁目、松永一丁目		